

ダンブあきた

NO.356 全日本建設交運一般労働組合（略称・建交労）秋田ダンブ支部
2016年8月5日発行 〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
Tel 018-823-7748 fax 018-823-7751
Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp
一人はみんなのためにみんなは一人のために、一人が一人の仲間をふやそう、労災保険に加入しよう
田中 070 - 5324 - 4053

カマヤン 記憶遺産に ありむら潜



ダンブ夏タイヤの注文

再生タイヤ	21,000円 (BS)
	20,500円 (ヨコハマ扱い)
新品タイヤ	33,000円 (BS)
	32,000円 (ヨコハマ)

消費税・送料込みの価格です。注文の時、メーカーを必ずお知らせください。希望の場所に配達します。

県外への配達には運賃実費が必要です。代金は3回以内で納入します。

※台タイヤが慢性的に不足しています。再生タイヤは限定販売です。在庫確認が必要なので、注文の際に組合に問い合わせてください。

なお、ヨコハマタイヤ販売店扱いは、弘進リトレッド製の再生タイヤとなります。

任意保険を自動車共済に切替えよう

安くて事故後のサービスも安心です。見積もりをしますので、事務所にまず電話を。



第23回全国ダンブキャラバン行動がブロックごとにとりくまれ、東北は7月11日から15日、秋田県行動は7月14日に行われました。

秋田県では、工事発注者の国交省秋田・能代河川国事務所、東北森林管理局に東北の建交労の代表8人が要請しました。秋田ダンブ支部からは、現場の仲間も2人が参加しました。国交省の各事務所は副所長らが、森林管理局は専門官らが対応しました。

また国交省東北地方整備局へは7月27日に要請しました。これには、今野技術監理課長、中新田契約課長、白田総務課長ら7人が、建交労は森谷部会長、東北各県代表5人が出席しました。

森谷部会長は、「ダンブ規制法第12条団体の使用促進措置を徹底する件について、全く意に介さない請負者を指導して下さい。請負者を指導する権限は我々に与えられていない」などと強く求めました。

県本部は、6月17日に秋田県に対して要求書を出していましたが、7月6日付けで文書回答がありました。以下は要求項目と回答の要旨です。ダンブ・建設労働者に直接関係する項目のみのせました。

★ダンブ・建設労働者に設計労務単価に近い賃金が支払われるよう具体的な改善策を講ずること。⇒民間相互の契約内容に県が直接関与するのは困難である。当事者間で十分に協議していただきたい。

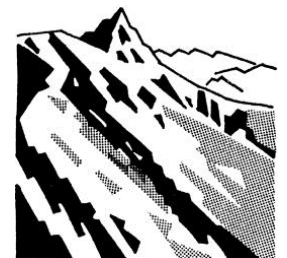
★交通安全対策として契約図書に記載されているダンブ規制法12条団体の使用促進措置が取られるよう、元請指導を徹底すること。⇒機会を捉えて受注者等に対して周知を図っていく。

★ダンブの過積載防止のための請負者指導を強めること。⇒平積み管理を基本とし、自重計等による計測管理を実施している。今後とも積極的に取り組んでいく。

★県は共通仕様書の中で雇用形態に応じ社会保険制度への加入を義務づけているのだから、一人親方の労災保険特別加入の証明書提出などの対策を講じること。⇒労災保険への特別加入は任意の制度なので、加入状況のチェックは元請業者が安全管理上で判断すべきものと考える。

★建退共証紙の貼付がすすむよう元請に対して指導を徹底すること。
⇒下請負等実地調査をおこない、制度の適切な運用が図られるよう機会あるごとに周知を図っていく。

★公契約条例制定にむけて動きを強めること。
⇒各団体の意見を聞きながら、他県の状況を踏まえ、研究する。



交通安全推進団体の印
組合のプレートを出して堂々と仕事をしよう
組合加入者の紹介を！
お盆休みは8月11日～16日です